

公立保育園の運営のあり方に関する方針

平成22年12月

小平市次世代育成部

目 次

1 小平市の保育の現状と課題

- (1) 小平市の就学前児童数…………… 1
- (2) 保育サービスの利用状況…………… 1
- (3) 保育サービスの利用希望…………… 5
- (4) 待機児童の状況…………… 6
- (5) 子育て支援事業…………… 8
- (6) 公立保育園の施設の老朽化…………… 9
- (7) 次世代育成支援行動計画…………… 10

2 公立保育園と私立保育園の状況

- (1) 保育サービス…………… 12
- (2) 運営経費…………… 13
- (3) 今後の保育行政…………… 14

3 公立保育園の運営に関する今後の方針

- (1) 公立保育園の役割の充実…………… 16
- (2) 公立保育園の運営方法の見直し…………… 18

【巻末資料】

1 小平市の保育の現状と課題

(1) 小平市の就学前児童数

全国的に少子高齢化が進む中、小平市の就学前児童数は、今後5年間の次世代育成支援に関する総合的な計画である次世代育成支援行動計画・後期計画（平成22年3月策定、以下、「後期計画」という）策定時に行った将来人口推計によると、今後9,300人台を推移し、ほぼ横ばい状態であると予測しています（図表1）。

図表1 小平市の就学前児童数の推移

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
0歳	1,571	1,532	1,599	1,540	1,546
1歳	1,604	1,583	1,558	1,569	1,568
2歳	1,498	1,601	1,526	1,560	1,567
3歳	1,538	1,500	1,593	1,578	1,561
4歳	1,598	1,526	1,472	1,582	1,563
5歳	1,620	1,595	1,544	1,483	1,580
計	9,429	9,337	9,292	9,312	9,385
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0歳	1,546	1,541	1,536	1,529	1,524
1歳	1,573	1,571	1,568	1,563	1,556
2歳	1,566	1,570	1,568	1,566	1,560
3歳	1,567	1,565	1,569	1,568	1,566
4歳	1,546	1,552	1,550	1,554	1,553
5歳	1,561	1,543	1,549	1,547	1,551
計	9,359	9,342	9,340	9,327	9,310

※平成20、21、22年は4月1日現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口の実績値。平成23年以降は推計値

(2) 保育サービスの利用状況

① 施設サービスの状況

児童福祉法第24条第1項では、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければ

ならない」としています。

市では、児童福祉法に基づき認可保育園、東京都認証保育所、認定家庭福祉員、認定こども園、幼稚園アットホーム事業などにより保育サービスを提供しています（図表2）。

図表2 施設別の定員、在籍児童数の推移

単位：人

		平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
認可保育園	定員	1,806	1,806	1,806	1,806	1,811
	在籍児童数	1,869	1,868	1,876	1,921	1,923
認証保育所	定員	256	254	258	258	310
	在籍児童数	183	190	212	219	271
認定家庭福祉員	定員	75	72	82	85	91
	在籍児童数	67	68	79	82	88
認定こども園	定員		40	110	110	218
	在籍児童数		13	108	152	225
幼稚園アットホーム事業	定員	—	—	—	—	—
	在籍児童数	229	258	227	198	186

※各年4月1日現在

※市外在住児童を含む。

※平成21年までの認証保育所の数値には、認定保育室も含む。

※認定家庭福祉員は休業中の認定家庭福祉員を除く。

認可保育園は、平成22年4月1日現在、公立保育園が10園、私立保育園が8園あります（巻末資料1）。

経済不況の影響などから、子どもを預けて働くことを望む保護者が増加したことから、認可保育園への申し込みが増えています。

その対応として、定員の弾力化により、定員を超えて児童を預かっているため、在籍児童数が平成21年から急激に増加しています。

また、東京都が認証する東京都認証保育所は、11園あります（巻末資料1）。市では、市が認定する認定保育室を東京都認証保育所へ移行し、さらなる質の確保と定員の拡充を行っていますが、平成21年度中に全て移行を完了し、運営体制の強化と大幅な定員拡充を図りました。

家庭的な雰囲気の中で、3歳未満の児童を保育する認定家庭福祉員（保育ママ）は、市が認定をする制度で、現在は21人が活動しており、保育児童の総定員は91人となっています（巻末資料1）。小平市では、従来から認定家庭福祉員の増員に力を入れており、多摩26市の中で最も

多い認定家庭福祉員が活動しています。

この認定家庭福祉員制度が適正かつ確実に運営されるよう、保育者が病気、休暇等により保育を行うことができない場合に、支援をしていくための体制を構築していく必要があります。

認定こども園は、小学校就学前の児童に幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。小平市では平成19年に1園目の認定こども園が開設されましたが、現在は3園となり、定員は合計で218人となっています（巻末資料1）。

幼稚園アットホーム事業は、保育園の待機児童解消と子育て家庭の負担軽減を図ることを目的に、幼稚園の教育時間の前後の時間と、春季、夏季及び冬季の休業期間中に保育を行う小平市独自の事業で、市内の幼稚園の協力により、現在7園の幼稚園で実施されています（巻末資料1）。

② 多様な保育サービスの状況

保護者のニーズに対応するため、認可保育園においては通常保育のほか、延長保育、一時預かりなど、多様な保育サービスを行っています。

ア 延長保育

認可保育園では、開園時間を11時間としていますが、就労形態、勤務時間、勤務場所等の状況により、送迎が時間内に困難な保護者に対し、延長保育を全園で実施しています。

私立保育園は、おおむね午後6時から7時まで、公立保育園は午後6時15分から午後7時までを延長保育として実施しています（12頁図表13参照）。

しかし、働き方の多様化等により、延長保育時間のさらなる延長を望む声も多くなっています。

イ 休日保育

休日保育は、年末年始、日曜日、祝日に、保護者が就労などにより保育ができない場合に、保育園で保育を行うものです。

平成17年度から5年間の次世代育成支援行動計画・前期計画（以下、「前期計画」という）の中でも検討項目となっていました。実施にはいたりませんでした。

ウ 病児・病後児保育

生後6か月から就学前までの、病気の回復期にある児童を保育する病後児保育事業を、公立昭和病院に委託し実施しています。

平成20年3月10日から利用を開始したため、平成19年度の利用実績はありませんでしたが、平成20年度は66件、平成21年度は76件の利用がありました。

仕事を持つ保護者の子育てを支援するための事業ですが、病後児保育は病気の回復期にある児童（病後児）を対象としていることから、突発的な病気になった児童（病児）には対応できないため、病児を対象とする病児保育のニーズも高まっています。

エ 障がい児や発達が気になる児童の保育

保育に欠ける要件のある児童に障がいがあった場合には、集団保育が可能であれば、保育園で受け入れています。

近年、発達障害など、発達が気になる児童が増えており、状況に応じて介助員を配置するなど、保育環境を整備しながら対応しています。

また、平成21年10月からは保育園・幼稚園巡回相談を事業化して実施しています。言語聴覚士・臨床発達心理士などの相談員が訪問し、保育士や幼稚園教諭への指導・助言を行うことにより、児童の発達を支援しています。

オ 緊急一時保育

保護者の疾病、出産等により家庭において保育ができない場合に、満1歳から就学前までの児童を、緊急かつ一時的に公立保育園で保育するもので、平成9年度から実施しています。

平成19年度が一時的に減となっているのは、私立保育園で一時預かり事業を開始したことによるものと考えられます（図表3）。

図表3 緊急一時保育の実績推移

単位：人

年度	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
17	194	99	65	17	22	397
18	190	137	27	15	22	391
19	46	130	48	27	0	251
20	117	126	72	0	10	325
21	88	117	117	1	33	356

カ 一時預かり

一時預かりは、保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態などの理由で、緊急・一時的に保育が必要な就学前の児童を保育園で一時的に受け入れるもので、平成19年10月から私立保育園2園で実施しています。

就労していない保護者でも理由を問わず気軽に利用できるため、大変ニーズが高くなっています。また、最近は断続的な就労により一時預かりを利用する保護者も増えています（図表4、5）。

図表4 一時預かりの実績推移

単位：人

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
19	121	273	105	237	96	1	833
20	71	493	956	264	109	29	1,922
21	117	552	666	803	22	15	2,175

図表5 一時預かりの理由別実績推移

単位：人

年度	就労	リフレッシュ等	緊急	計
19	246	538	49	833
20	701	1,123	98	1,922
21	900	1,145	130	2,175

(3) 保育サービスの利用希望

前述したように、市では、子育て中の保護者のニーズに応えるために様々な保育サービスを提供しています。

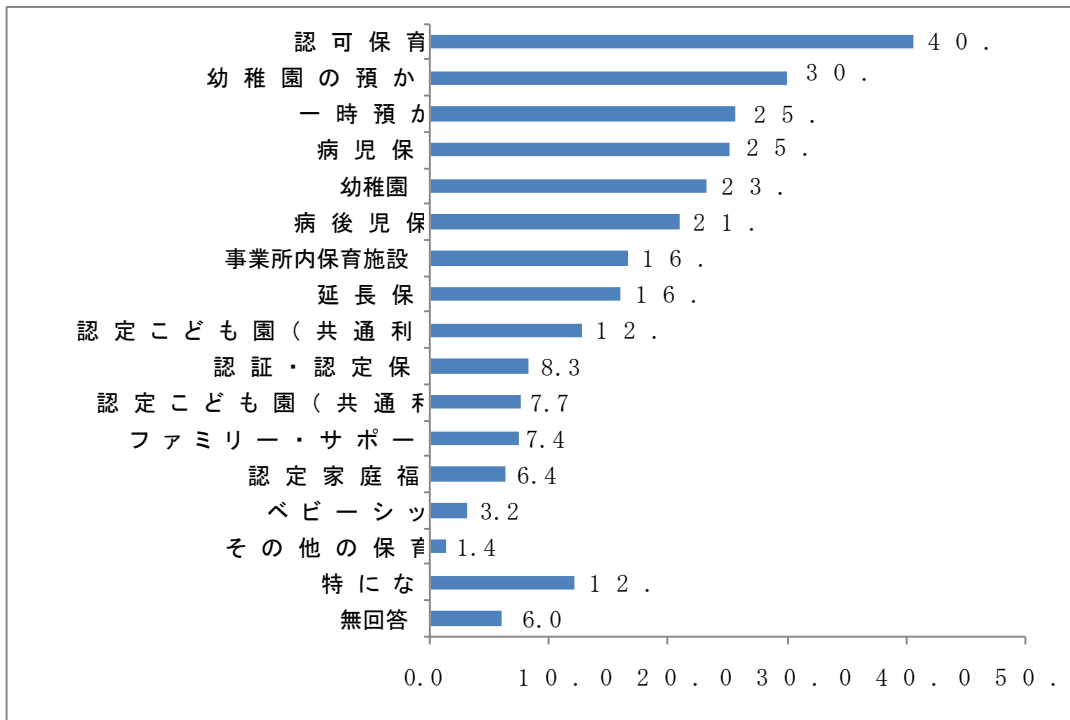
平成17年3月にこれらの施策を盛り込んだ前期計画を策定し、事業の推進を図ってきましたが、後期計画の策定にあたっては、改めてニーズ調査を行いました。

その際、就学前児童の保護者に「現在は利用していないが、利用したいと思っている保育サービス」について伺ったところ、「認可保育所」（＝認可保育園）という回答が40.6%と最も多く、次に「幼稚園の預かり保育」が30.0%、「一時預かり」が25.6%という結果になりました。

さらに、病児保育や病後児保育などの保育サービスの提供も希望していることがわかります（6頁図表6）。

図表6 現在利用していないが、利用したいと思っているサービス

単位：%



※「小平市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」より（平成21年3月発行）

（4）待機児童の状況

認可保育園の待機児童数は、平成15年度以降、減少傾向にありましたが、平成21年度、22年度と続けて増加しました（図表7）。

図表7 年齢別待機児童数の推移

単位：人

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
14	14	40	36	16	11	6	123
15	2	24	29	13	9	0	77
16	9	18	31	9	3	1	71
17	5	30	20	8	1	0	64
18	9	19	28	7	4	2	69
19	14	20	18	7	0	0	59
20	12	32	13	0	0	0	57
21	20	40	35	0	1	0	96
22	26	52	20	19	0	2	119

※各年度4月1日現在

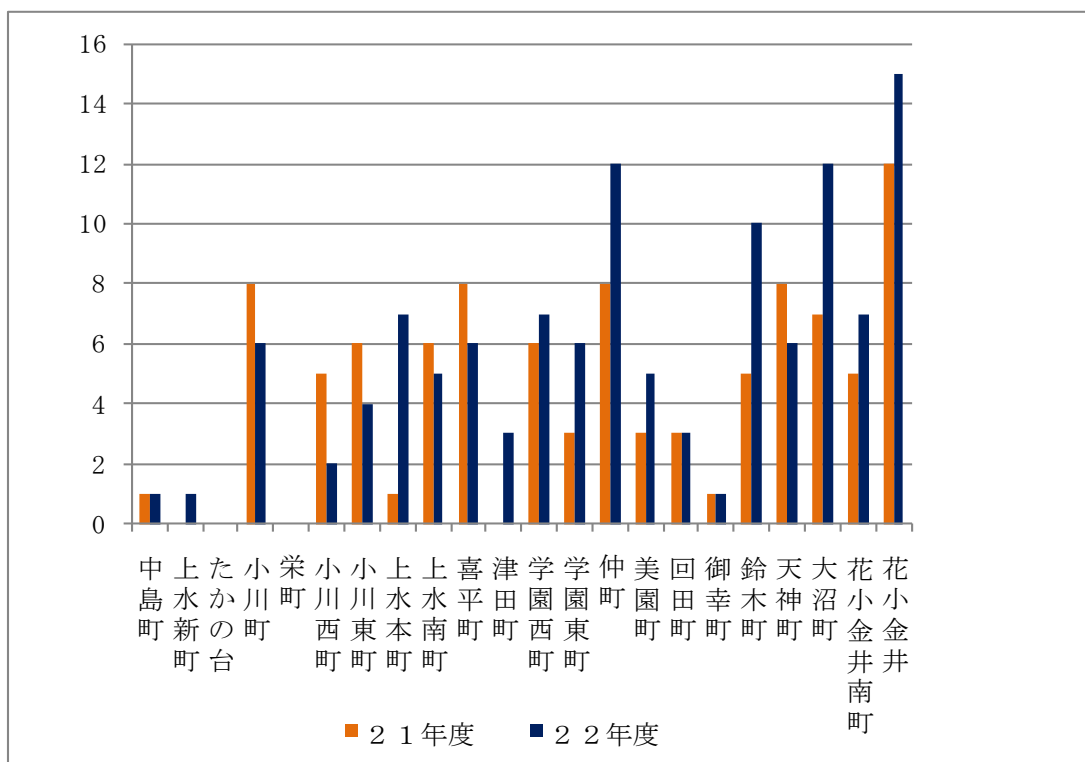
このことは数年来の経済不況の影響などから、共働き世帯の増加などライフスタイルの変化が主な要因となって、認可保育園への申込みが増えたことによるものと思われます。

年齢別に見ると、0歳児と1歳児が増加しており、育児休業を取得後、育児休業明けから子どもを預けようとする保護者が増えていること、また保育園の状況等を考慮して0歳児から子どもを預けて働きに出ようとする保護者が増えていることが原因と考えられます。

図表8は居住する町別の待機児童数を表したものです。マンション建設等による一時的な待機児童の増減はありますが、鈴木町、大沼町、花小金井など、市の東側に待機児童が多くなっていることがわかります。これは、西武新宿線の小平駅、花小金井駅を中心に、電車通勤の便利な地域に子育て世帯が集まっていることが要因と思われます。

図表8 町別待機児童数

単位：人



今後の景気動向については不透明ですが、少子高齢化が進む中、働き手が減少し、女性の社会進出がさらに進むことが予想されることから、認可保育園への入園を希望する保護者は、今後も増加傾向にあるものと思われます。

市では、これまで幼稚園アットホーム事業、認定家庭福祉員の増員、認定保育室から東京都認証保育所への移行、認定こども園の拡充、定員の弾力化等、既存の施設を活用して、あらゆる待機児童対策を行ってきました。

引き続き、既存の保育資源の有効活用を最優先に、保育ニーズに対応し

ていくことを基本としつつ、今後の待機児童の状況によっては、認可保育園の整備等、他の方策も視野に入れて定員の増を図っていく必要があると考えています。

特に、公立保育園においては、後述の施設の老朽化の課題も抱えており、建替時の対応も検討しておく必要があります。

(5) 子育て支援事業

少子高齢化、核家族化、近隣関係の希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

身近なところに相談相手がいないと、保護者の孤立化や育児不安から、虐待につながってしまうという場合も考えられます。

市では、子ども家庭支援センターをはじめ、様々な窓口を設けて、子育てに関する相談を受けています。子ども家庭支援センターの相談件数の推移を見ても、相談件数が増加していることがわかります。

特に、育児・しつけや虐待に関する相談件数が増えており、地域の子育て支援が急務となっています（図表9）。

図表9 子ども家庭支援センターの理由別相談件数推移 単位：件

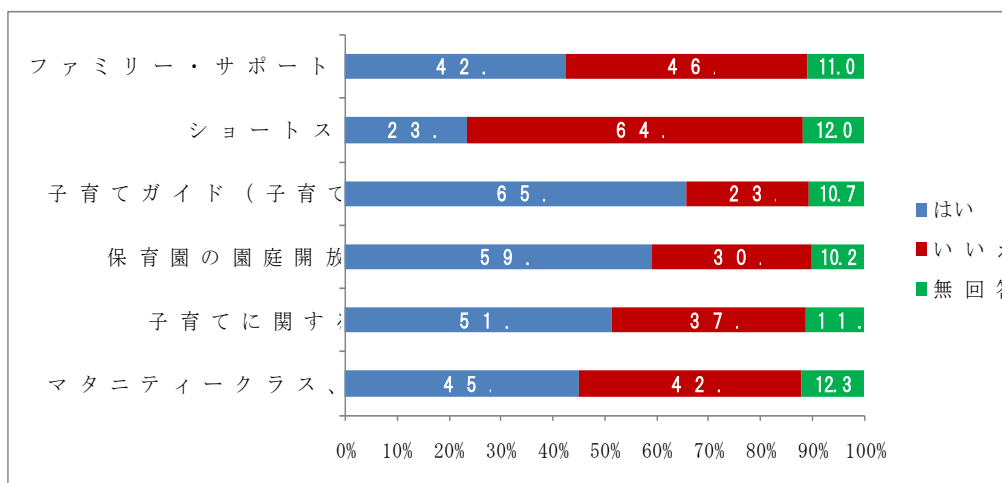
相談内容	17	18	19	20	21
健康	86	11	8	4	29
家庭・生活環境	21	78	565	861	1,141
発育・発達	234	101	158	91	235
養育不安	22	40	11	5	26
虐待関係	35	255	109	494	802
育児・しつけ	514	551	627	680	1,009
不登校	40	84	54	35	106
非行・いじめ	0	0	0	0	0
その他	322	377	170	150	38
合計	1,274	1,497	1,702	2,320	3,386

こうした状況を解消するために、後期計画では「すべての子育て家庭を支援する視点」を基本的な視点の1つとして、計画を推進しています。

ニーズ調査で「子育て支援サービスについて、今後利用したいサービス」を伺ったところ「子育てガイド（子育て情報誌）」と答えた方（65.6%）の次に、「保育園の園庭開放・行事」と答えた方が59.1%にのぼり、保育園への期待が大きいことがわかります（9頁図表10）。

図表 10 子育て支援サービスの利用意向

単位：%



※「小平市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」より（平成21年3月発行）

保育園では、現在、保育に欠ける子どもを保育するだけでなく、子育て中の親子を対象に、園庭開放、育児相談など、様々な子育て支援事業を実施しています。

公立保育園では、保育園で一緒に遊ぶ「保育園で遊ぼう会」を年3回、中央公園に保育士が出向き一緒に遊ぶ「公園で遊ぼう会」を年1回日曜日に実施し、保育士と一緒に体を動かしながら、親子が楽しく過ごせるような機会も設けています。

また、私立保育園においても、保護者同士の交流の場として保育園を提供するほか、近くの公園で一緒に遊ぶ出前保育、保育園に小動物を招くミニ動物園、保育園入園体験など、それぞれの園が創意工夫をしながら、積極的に地域の親子を招き入れ、子育て支援に取り組んでいます。

こうした取り組みの中で、子育て中の保護者が気軽に悩みを相談できる雰囲気を作ったり、保護者同士の情報交換の場を提供しています。

今後もこうした支援を継続し、保育園が子育て支援の拠点となって、より一層充実していくことを目指しています。

（6）公立保育園の施設の老朽化

市では、高度成長に伴う人口増に対応し、昭和37年度に大沼保育園を建設して以降、昭和52年度までに10園の公立保育園を建設しました。その後、平成13年度に大沼保育園を建替えましたが、他の9園のうち古いものは築年数が40年を越え、施設の老朽化が進んでいます（10頁図表11）。保育環境を維持するために、毎年修繕を行ってはいますが、根本的な対応が必要な時期をむかえています。

また、一時預かりや地域の子育て支援のためのスペースもとれないため、多様な保育ニーズに応えることができない状況です。

さらに、平成18年1月26日に施行された改正耐震改修促進法では、耐震化を進めるよう国が指導強化する対象として、保育園については、階数が2階以上で、かつ延べ床面積が500平方メートル以上の建物となっており、該当する8園について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならない施設となっています。

そのため、平成21年度に喜平保育園、津田保育園、鈴木保育園の耐震診断調査を実施し、今後大沼保育園を除く全園の耐震診断調査を計画しています。

図表11 公立保育園の園舎の状況 平成22年4月1日現在

園名	建築年月	築年数	延床面積	定員
大沼保育園	平成14年3月	8年	961.6㎡	132人
喜平保育園	昭和40年8月	44年	677.4㎡	120人
津田保育園	昭和43年3月	42年	680.0㎡	120人
鈴木保育園	昭和44年5月	40年	650.0㎡	120人
小川保育園	昭和45年3月	40年	692.0㎡	120人
小川西保育園	昭和45年8月	40年	546.1㎡	100人
仲町保育園	昭和47年3月	38年	768.2㎡	130人
花小金井保育園	昭和49年5月	35年	622.0㎡	100人
上宿保育園	昭和51年3月	34年	698.8㎡	109人
上水南保育園	昭和53年3月	32年	642.6㎡	106人

(7) 次世代育成支援行動計画

平成22年3月に策定した後期計画は今後5年間の保育計画を包含しており、平成29年度までの保育サービスの目標事業量を設定しています。）

認可保育園における平成22年4月1日現在の定員は1,811人ですが、平成26年度では1,831人と設定しています（11頁図表12）。

これは、公立保育園の建替えにあわせて、定員の拡充を図ることを想定し、実現可能性を踏まえた数値を設定したものです。これまで市では、既存の保育資源を有効に活用しながら、待機児童対策を行ってきました。

今後も認可保育園の園舎の建替え時に定員の拡充を図るなどの方策を行っていきませんが、2年続けて待機児童数が増加したという現状を踏まえて、新たな対応策の検討も視野に入れていくことが必要かと考えています。

図表 1 2 次世代育成支援行動計画・後期計画の保育サービス目標事業量

		平成 2 6 年度
		目標事業量 (単位)
平日昼間の保育サービス		
3 歳未満児	認可保育園	713 (人)
	保育 5 サービス	1,301 (人)
3 歳以上児	認可保育園	1,118 (人)
	保育 5 サービス	1,228 (人)
	保育 6 サービス	1,683 (人)
夜間帯の保育サービス (延長、夜間、深夜・早朝帯)		
延長保育事業		1,080 (日数) (か所)
		18 (日数) (か所)
夜間保育事業		0 (人・か所)
休日保育事業		36 (人・か所)
		1 (人) (か所)
病児・病後児保育事業		
うち 体調不良型		0 (日数) (か所)
うち 病児対応型・病後児対応型		1,952 (日数) (か所)
		2 (日数) (か所)
一時預かり事業		6,100 (日数) (か所)
		5 (日数) (か所)

※保育 5 サービスは、認可保育園、家庭的保育 (保育ママ)、事業内保育施設、認証・認定保育施設、その他の保育施設の 5 つの保育サービスの総称

※保育 6 サービスは、保育 5 サービスに、幼稚園の預かり保育を加えたもの

また、一時預かりは現在 2 か所の私立保育園で実施しており、利用日の前月の 15 日に予約を受け付けていますが、利用希望者がたいへん多く、その日のうちに予約でいっぱいになってしまう状況であると報告を受けています。子育て中の保護者にとって、利用しやすい、ニーズの高い事業であることがうかがえます。

このことから、事業の拡充について、早急に対応していくことが求められています。

2 公立保育園と私立保育園の状況

(1) 保育サービス

市内の認可保育園を一覧にしたものが、図表13です。

図表13 認可保育園一覧

平成22年4月1日現在

名称	受入年齢 (満年齢)	開所時間	延長保育		実施事業	
			時間	受入年齢		
公立 保 育 園	大沼保育園	生後57日～5歳	7:15～18:15	18:15～19:00	1歳児クラスから	緊急一時保育
	喜平保育園	1歳～5歳				
	津田保育園	1歳～5歳				
	鈴木保育園	1歳～5歳				
	小川保育園	1歳～5歳				
	小川西保育園	1歳～5歳				
	花小金井保育園	1歳～5歳				
	仲町保育園	生後57日～5歳				
	上宿保育園	生後57日～5歳				
	上水南保育園	生後57日～5歳				
私立 保 育 園	ゆたか保育園	生後57日～5歳	7:00～18:00	18:00～19:00	満1歳から	
	花小金井愛保育園	生後57日～5歳	7:00～18:00	18:00～19:00	1歳児クラスから	
	れんげ萩山保育園	1歳～5歳	7:00～18:00	18:00～19:00	概ね満1歳から	
	れんげ萩山保育園分園	生後57日～5歳			生後57日から	一時預かり
	こぶし保育園	生後57日～5歳	7:00～18:00	18:00～19:00	満1歳から	一時預かり
	小平にこにこ保育園	生後57日～5歳	7:00～18:00	18:00～19:00	概ね満1歳から	
	小平にこにこ保育園分園	生後57日～5歳			概ね満1歳から	
	よつぎ第三保育園	生後57日～5歳	7:00～18:00	18:00～19:00	生後57日から	
	よつぎ第三保育園分園	生後57日～5歳			生後57日から	
	白梅保育園	生後57日～5歳	7:15～18:15	18:15～19:00	1歳児クラスから	
	ひめゆり保育園	生後57日～5歳	7:00～18:00	18:00～19:00	生後57日から	

公立保育園の特長としては、地域的に分散している、経験を積んだ保育士が多くいる、他の公的機関との連携が比較的容易である、多くの情報が入りやすい、などがあげられます。

一方、私立保育園は、保護者のニーズに迅速な対応が可能である、地域に根差した特長的な保育の提供が可能である、柔軟な保育運営が可能である、などがあげられます。

実際に、延長保育、0歳児保育、一時預かりなどは、私立保育園が先行して実施しています。また、保育時間や受入年齢などについても、保護者のニーズに即した柔軟な保育運営が行われていることがわかります。

また、保育サービスの質については、保育サービスを客観的に評価するひとつの指標である福祉サービス第三者評価の結果をみると、調査内容のうち保護者の方々に対しアンケートを実施する「利用者調査」では、私立保育園も高い評価を受けています（巻末資料2）。

（2）運営経費

公立保育園の運営経費は、人件費、施設管理費などからなっており、平成20年度決算では、10園で約18億9,904万円を支出しています。一方、市が国の基準等に基づいて、市内の私立保育園に支払った経費の総額は、平成20年度決算では、8園で約12億1,020万円でした。

これを児童一人当たりの年齢別にしたものが、図表14です。0歳児と比較すると、公立保育園では児童一人当たり月額44万円、私立保育園は32万4千円となっており、比較すると、公立保育園では私立保育園の約1.35倍になっています。市の負担する運営経費が、公立保育園の方が高いのは、人件費が高くなっていることが主な要因です。

さらに、図表14の児童一人当たりの年齢別経費を用いて、仮に定員を100人と想定した場合の、公立保育園と私立保育園の運営経費を比較したものが、図表15です。市が負担することとなる年間の運営経費で比較すると、1園につき約3,300万円の差が出ることになります。

図表14 市が負担する児童一人当たりにかかる年齢別経費

単位：円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
公立保育園	440,000	216,000	172,000	109,000	92,000
私立保育園	324,000	172,000	157,000	87,000	79,000

図表15 市が負担する定員100人規模の経費比較

単位：人、千円

定員100人の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計月額	合計年額	
	9	12	15	18	23	23			
公立	単価	440	216	172	109	92	92		
	経費計	3,960	2,592	2,580	1,962	2,116	2,116	15,326	183,912
私立	単価	324	172	157	87	79	79		
	経費計	2,916	2,064	2,355	1,566	1,817	1,817	12,535	150,420
公立－私立	1,044	528	225	396	299	299	2,791	33,492	

※定員の内訳は、実在する市内の定員100人規模の私立保育園の内訳を用いた。

歳入については、国の三位一体改革により、平成16年度から公立保育園への運営費補助が一般財源化されたことに伴い、公立保育園の保育所運営に係る国及び都からの負担金がなくなり、その分は市の一般財源からの支出となっています。

また、平成20年度の国の第2次補正予算により、保育サービス等の充実をはじめとする子育て支援の強化など、安心して子育てができる環境を整備することを目的に、国の子育て支援対策臨時特例交付金を活用し、都道府県が「安心こども基金」を造成し、保育所等緊急整備事業などの事業を平成20年度から平成22年度までに実施することとしましたが、保育園の新設、建替えを行う場合は、私立保育園のみが対象となり、公立保育園の新設や建替えの費用は補助の対象となりません。

社会福祉法人等による民間の運営主体を活用することにより、少しでも早く保育の受け皿の拡充を図ろうとするものであると考えられます。

実際に、市内の私立保育園においても、この安心こども基金を活用して、平成22年度中に園舎の建替えが行われていますが、安心こども基金と東京都の単独補助で設置者の負担をより軽減する待機児童区市町村支援事業をあわせると、約1億2,670万円の補助金が見込まれています（図表16）。

図表16 私立保育園建替え時の負担内訳 単位：千円

内 容		金 額	備 考
工事費用		300,000	
安心こども基金 補助対象基準額		202,808	
負 担 内 訳	都 (1/2)	101,440	
	市 (1/4)	50,720	
	設置者(1/8)	25,324	
	都 (1/8)	25,324	待機児童区市町村支援事業

※平成22年度予算より

(3) 今後の保育行政

平成21年2月に次世代育成支援のための新たな制度体系を設計するため検討を重ねていた、厚生労働省の社会保障審議会特別部会が第1次報告を発表しました。それによると、保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化などに対応するため、新たな保育の仕組みとして、「市町村が、保育

の必要性・量、優先的利用確保の要否を認定する」、「利用者が保育所と公的保育契約を締結する」などが提案されました。

また、平成22年1月には少子化対策基本法の施策大綱として「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、幼保一体化を含む次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を施策の1つとしています。

それらをうけ、「子ども・子育て新システム検討会議」で検討が行われ、6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が発表されました。

その中で、「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化する。」、「幼保一体給付（仮称）の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入（指定制の導入）」などの施策提案がなされ、国は平成23年通常国会に法案を提出し、平成25年度の施行を目指すとしています。

このように、現在、保育制度をめぐる、様々な抜本的改革が議論されており、こうした国の動きも注視しながら、今後の市の保育園運営について慎重に検討していく必要があります。

さらに、平成21年、平成22年と2年続けて待機児童数が増加したことは、まさに喫緊の課題ととらえています。

市では、待機児童対策として、認可保育園の分園の開設、幼稚園によるアットホーム事業、認定保育室から認証保育所への移行、認定家庭福祉員の増員、認定こども園の開設、私立保育園の建替えによる定員の増、定員の弾力化など、私立保育園・幼稚園のご理解もいただきながら、ありとあらゆる対応に努めてきました。こうした取り組みは一定の成果を上げ、平成20年までは待機児童が減少していましたが、今回のような状況について、さらなる対応が求められる状況になってきました。

そのため、民間事業者から認可保育園新設等の提案があった場合には、施設の場所、規模、提供可能なサービス、事業者の実績等を精査した上で、当面の間は、その提案について検討の対象としていくことも必要と考えています。

3 公立保育園の運営に関する今後の方針

近年、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。この変化に対応して、保育行政に求められる役割は、待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、地域の子育て支援など、ますます大きくなっています。

このような課題に応え、保育園サービスの効率性の向上と質の充実を図る観点から、公立保育園の運営のあり方について検討を行ってきました。

今後、公立保育園の運営に関して、これまでの取り組みを踏まえつつ、次の2つの視点で進めていきます。

・ 公立保育園の役割の充実

公立保育園の特長を活かしながら、地域の子育て支援、認可外保育施設への支援などを充実させていきます。

・ 公立保育園の運営方法の見直し

待機児解消、多様な保育サービスの提供など、保育サービスの一層の充実を図るため、公立保育園を一部民営化します。

(1) 公立保育園の役割の充実

保育行政の課題を解決していくために、公立保育園と私立保育園がお互いの特長を活かしながら、公立保育園として何ができるかを見極め、その役割を充実させていくことが必要です。

① 地域の子育て支援の充実

保育園の本来の目的は、保育園に通う児童の育成であることはいまでもありませんが、保育所保育指針においても、保育園の保育に支障がない限りにおいて、地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めることが明記されています。

8頁の図表9の子ども家庭支援センターの相談件数の推移からもわかるように、子育てに関する悩みを抱える家庭が増えていることから、市の関連部署をはじめ、児童相談所、保健所など、公的機関との連携が取りやすい公立保育園の役割はますます重要になっています。

そのため、現在行っている子育て支援事業をさらに拡充し、地域の子育て中の保護者を対象とした相談や助言を行ったり、保護者同士の交流の場を設けたりするなど、保護者や児童と積極的に関わりを持っていく機会を設けていきます。

また、子育て支援に関する情報提供を積極的に行うなど、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていきます。

② 認可外保育施設への支援体制の整備

市では、認証保育所や認定家庭福祉員などの認可外保育施設に対し、保健師による巡回保健指導の実施や保育士研修への参加の呼びかけなど、施設の適正な運営に資するための支援も行っています。

家庭的環境の中で保育を行う認定家庭福祉員は、多摩地区では最も多い21人が活動していますが、今後も機会をとらえて、その数を増やしていきたいと考えています。

この制度は、認定家庭福祉員が中心となって保育を行っていることから、保育者である本人が病気や休暇の取得時には、保育が行えなくなることがあります。また、質の高い安定した保育を提供していくための研修に参加することもあります。

そのような場合に、その期間、公立保育園において保育を行うなど、認定家庭福祉員の運営を安定的に行っていくよう、積極的なサポートを行っていきます。

③ 障がい児、発達が気になる児童の保育の充実

保育園に入園した児童に障がいなどがある場合、保育園では介助員を配置するなど、状況に応じた保育環境を整備することにより、児童の健全な育成と保護者の支援を行ってきました。

最近では、肢体不自由児など重度の障がい児の入園希望も増えていることから、一定の配慮が必要な児童を受け入れるために、障がいに応じた施設改修や適切な人員配置を行うなど、可能な限り保育環境を整備していくとともに、障害者福祉センターなどの関係機関との連携を図りながら対応を行っています。

④ 多様な保育サービスの提供

保育需要の多様化、子育て環境の変化などに伴い、利用の要件を問わない一時預かりのニーズが高くなっています。現在は、2つの私立保育園で実施していますが、公立保育園も含め、一時預かりの受け皿の拡充

を図っていく必要があります。そのため、必要な施設整備を行ったうえで、事業の拡充に向けて積極的な取り組みを行っていきます。

また、保護者のニーズに的確に対応するため、延長保育の時間の見直しや休日保育についても検討していきます。

(2) 公立保育園の運営方法の見直し

多様化する保育ニーズに対応していくためには、公立保育園の役割の充実を図っていくことだけでは、十分とは言えません。

保育サービスを、質と量ともに兼ね備え充実したものにしていくこと、また、それを効果的・効率的に行っていくためには、柔軟な事業展開が可能となる民間事業者の力を活用していくことが必要であると考えています。

市が、公的サービスとしての保育を提供していく責任を果たしていくことは言うまでもありませんが、公立保育園と私立保育園が、それぞれの長を活かした役割分担を行うとともに、市と運営事業者が適切かつ良好な連携・協力を強めながら、保育サービス全体の充実を図っていくことが大切であると考えています。

そこで、公立保育園の一部について、その運営を民間事業者に移管し、民営化することによって、保護者のニーズを捉えた多様な保育サービスの実施を目指していきます。

① 民営化の目的

保育サービスの一層の充実を図るために、より柔軟で効率的な保育園運営を行っていく必要があります。

そのためには、保育園の運営を市から民間事業者に移管し、民間のノウハウを活用し、多様な保育サービスに柔軟に対応していきます。

また、園舎の建替えとあわせて定員の拡充を図りながら、待機児童の解消の一助とします。

さらに、民営化する公立保育園の保育人材を配置し直すことで、通常の保育園運営にとどまらず、保育園を利用していないお子さんや保護者への支援も視野に入れ、子育て支援を積極的に実施していきます。

② 民営化のメリット・デメリット

民営化のメリットとしては、民間のノウハウを活用し、多様な保育サービスなどに柔軟に対応することが可能となります。

また、民営化する公立保育園の職員を、他の保育園へ再配置することにより、地域の子育て支援、多様な保育サービスの提供、認可外保育施

設への支援等、公立保育園の役割の充実を図ることができます。

さらに、民間による園舎整備が対象となっている国や都の補助金を有効活用することができます。

民営化のデメリットとしては、職員がすべて入れ替わることによる子どもへの影響が考えられます。十分な引き継ぎ、合同保育等により円滑な移行準備を行うとともに、移行後も保護者、市、事業者で話しあいを持って、子どもの状況を注意深く見守っていく必要があります。

③ 民営化の形態

民営化の形態には、市が設置主体となって、運営を委託する公設民営方式と、民間が設置主体となり運営も行う民設民営方式があります（図表17）。

民営化にあたっては、園舎の建替えを前提としますが、建替えに要する経費について国や都の補助金が見込めること、運営費について国や都の負担金が見込めること、民間事業者の創意工夫が反映された園舎建設が行えることなどから、民設民営を基本とします。

図表17 認可保育園の運営方法 (平成22年8月現在)

	公設公営	公設民営		民設民営
		運営委託	指定管理者	
設置主体	市	市	市	事業者
運営主体	市	事業者	事業者	事業者
事業者変更の有無	無	有	有	無
		契約更新時に変更する場合有り	指定期間満了時に事業者公募により変更する場合有り	
業務の範囲	管理・運営	運営委託	管理・運営	管理・運営
		増改築や修繕を要する経費は市が負担		
運営費に係る国・都負担金の有無	無	無	無	有
施設建替えに伴う国・都補助金の有無	無	無	無	有

④ 事業主体

保育サービスの実績や保育園運営に求められる公益性、公平性などを考慮し、原則として社会福祉法人であって、保育園運営に良好な実績がある事業者とします。

また、決定に際しては、選定委員会を設けるなど、第三者による公正な方法により選定します。

⑤ 円滑な移行

公立保育園の民営化にあたっては、保護者や児童の不安が生じないようにすること、また、保育士等が替わることによる児童への影響を最小限にとどめることが重要であると考えています。そのため、移管先の運営事業者と、当該保育園の運営全般に関して十分な引き継ぎを行うとともに、一定期間、公立保育園の保育士と事業者の保育士が合同で保育を行うなど、移行のための準備期間を十分に確保しながら進めていきます。

⑥ ガイドライン（仮称）の作成

民営化を行っていく場合の基本的な内容を定めたものとして、ガイドライン（仮称）を作成します。保育内容に関すること、事業者の選定に関すること、引き継ぎに関することなど、民営化にあたって留意することを具体的に記載します。

このガイドライン（仮称）を基本として、民営化を行う保育園においては、保護者への説明、意見や要望などをうかがいながら進めていきます。

⑦ 移行する保育園の決定

民営化する保育園については、保育サービスの充実が十分に図られるよう、待機児童の状況や保育ニーズの地域的なバランス、新しい園舎を建設する用地の確保などの要素を総合的に検討しながら決定していきます。

⑧ 民営化のスケジュール

公立保育園の民営化を行う際に想定されるスケジュール例は、21頁の図表18のとおりです。民営化にあたっては、新しい保育園の開設時に、すべての園児が安心して移っていただけるよう、保護者の皆さんへ十分な説明を行うとともに、既存園と新園との引き継ぎや合同保育を実施します。また、移行後も、公立保育園の保育士を新園に派遣するなど、園児が新しい環境になじめるよう配慮を行っていきます。

なお、民営化の決定前からの在園児で新園への転園を希望しない場合は、既存園に残ることができるよう、必要な期間、既存園を存続します。

個別の保育園における具体的なスケジュールや移行方法等は、今後検討していくこととなります。

保護者などの不安を少しでも解消していくため、進捗状況に応じて、丁寧な説明を行いながら進めていきます。

図表 1 8 民営化のスケジュール例

	民営化する公立保育園	新設する民設民営保育園
1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化園決定 ・保護者等への説明会の実施 	
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・既存園と新園事業者による引継ぎ ・保護者、事業者、市による懇談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の決定 ・既存園と新園事業者による引継ぎ ・保護者、事業者、市による懇談会の実施
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・既存園と新園事業者による引継ぎ ・保護者、事業者、市による懇談会の実施 ・合同保育の実施 ・新園への優先的な転園手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・新園の建設 ・既存園と新園事業者による引継ぎ ・保護者、事業者、市による懇談会の実施 ・既存園からの優先的な転園受け入れ準備
4年目	(存続)	<ul style="list-style-type: none"> ・新園開設 ・保護者・事業者・市による懇談会の実施
5年目	(存続)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・事業者・市による懇談会の実施

※0歳児保育を実施していない園を想定

【巻末資料】

1 市内保育関係施設一覧

(1) 認可保育園

	名 称	所 在 地	定員 (人)
公 立 保 育 園	大沼保育園	大沼町2-399	132
	喜平保育園	喜平町3-2-36	120
	津田保育園	津田町3-31-7	120
	鈴木保育園	鈴木町2-219	120
	小川保育園	小川町1-983	120
	小川西保育園	小川西町5-13-22	100
	花小金井保育園	花小金井5-41-3	100
	仲町保育園	仲町7	130
	上宿保育園	小川町1-308	109
	上水南保育園	上水南町3-8-2	106
私 立 保 育 園	ゆたか保育園	学園東町575	100
	花小金井愛育園	花小金井1-26-10	100
	れんげ萩山保育園	小川東町4-3-18	138
	れんげ萩山保育園分園	小川東町4-3-1	32
	こぶし保育園	鈴木町1-148	100
	小平にこにこ保育園	小川東町1-38-18	100
	小平にこにこ保育園分園	小川東町1-30-9	20
	よつぎ第三保育園	津田町3-25-10	45
	よつぎ第三保育園分園	学園西町2-23-4	15
	白梅保育園	花小金井南町2-12-5	30
ひめゆり保育園	天神町2-337-7	40	

(2) 認証保育所

名 称	所 在 地	定員 (人)
たかの台保育所	たかの台36-9	23
新小平さくら保育園	小川町2-1991-7	19
マリア・ローザ	小川西町3-8-15	30
むさし保育園	小川東町4-1-1	75
タンポポ保育園	学園東町1-2-20	21
どんぐり保育園	学園東町1-13-7	19
エンゼル保育園小平駅前	仲町193-24	19
いやなが保育園	仲町563	16
小平駅前保育園	美園町1-15-10	29
ドリームキッズ花小金井保育園	花小金井南町1-18-37	30
ミッキーハウスほいく園	花小金井1-13-1	30

(3) 認定家庭福祉員

氏名	所在地	定員(人)
小林 祥子	中島町16-17	5
田島 よしゑ	上水新町1-18-1	5
田口 美津子	小川町1-102-1	5
武田 好子	小川町1-314-12	5
林 晶子	小川町1-373	5
大場 奈々子	小川町1-801-53	5
山田 敏子	小川町2-1228-17	5
梶本 富美子	栄町2-31-24	5
吉浪 了子	小川西町1-19-14	5
吉崎 美穂子	小川西町4-17-11	3
岩瀬 美紀子	小川東町2603-38	3
斎藤 利香子	上水本町1-10-19	3
木村 幸子	上水本町1-30-2-105	3
山本 洋子	学園東町1-3-17-101	5
嘉数 正子	回田町238-13	5
大澤 由美子	御幸町118-8	5
土屋 加代子	鈴木町2-870-25	5
高田 百代	天神町1-52-8	5
中村 花子	大沼町1-417-25	5
小畑 れい子	花小金井1-6-32-6	3
井口 周子	花小金井3-7-2	5

(4) 認定こども園

名称	所在地	定員(人)	
ひめゆりこども園		190	
小平姫百合幼稚園	上水新町1-5-15	長時間利用	28
まるやまこども園		450	
丸山幼稚園	小川東町1-29-21	長時間利用	70
まるやま保育園	小川東町1-32-13	30	
小平花小金井こども園		430	
小平花小金井幼稚園	花小金井2-9-11	長時間利用	80
さくらんぼ保育園		10	

(5) 幼稚園アットホーム事業

名 称	所 在 地
白梅幼稚園	小川町1-830
たかのだい幼稚園	上水本町1-21-3
洗心幼稚園	学園西町2-21-9
なおび幼稚園	上水本町4-21-1
小平なみき幼稚園	仲町306-3
小平みどり幼稚園	鈴木町1-341
弥生台幼稚園	花小金井4-9-20

(6) 預かり保育事業

名 称	所 在 地
小平神明幼稚園	小川町1-2572
小平学園幼稚園	学園東町1-2-41
小平あおば幼稚園	上水南町2-8-15
小平若竹幼稚園	回田町122-3
りんどう幼稚園	花小金井1-26-34

※預かり事業は、幼稚園独自の方法で、幼稚園活動終了後、在園児の希望者を特定の時間まで預かる制度

2 市内公立保育園、私立保育園の第三者評価サービス利用者アンケート結果

設 問	公 立						私 立							
	A園	B園	C園	D園	E園	F園	G園	H園	I園	J園	K園	L園	M園	N園
年度	19	19	20	20	21	21	20	21	21	21	21	21	21	21
利用者総数	120	102	120	120	110	85	90	95	91	150	95	67	29	42
有効回答者数	80	67	78	77	69	45	73	45	75	106	71	49	28	32
回収率	67%	66%	65%	64%	63%	53%	81%	47%	82%	71%	75%	73%	97%	76%
提供される食事は子どもの状況に配慮されているか	81%	83%	84%	87%	84%	88%	93%	86%	93%	92%	88%	91%	100%	100%
保育所の生活で身近な自然や社会と十分関わっているか	80%	85%	80%	80%	86%	91%	95%	95%	94%	88%	77%	85%	35%	100%
保育時間の変更は、保護者の状況に柔軟に対応されているか	53%	80%	60%	62%	60%	55%	80%	84%	89%	84%	80%	79%	60%	81%
子どもの体調変化への対応（処置・連絡）は十分か	76%	73%	74%	68%	81%	75%	84%	84%	86%	96%	81%	89%	82%	96%
安全対策が十分取られていると思うか	36%	40%	42%	35%	39%	48%	68%	77%	82%	81%	80%	67%	92%	93%
行事日程の設定は保護者の状況に対する配慮は十分か	52%	50%	50%	37%	65%	55%	73%	66%	81%	63%	77%	81%	42%	84%
子どもの保育について家庭と保育所に信頼関係があるか	72%	82%	73%	71%	82%	71%	87%	82%	86%	85%	76%	79%	100%	93%
保護者の考えを聞く姿勢があるか	76%	76%	57%	67%	79%	82%	89%	93%	82%	85%	78%	77%	92%	93%

サービス提供にあたって、利用者のプライバシーは守られているか	72%	76%	75%	70%	76%	88%	80%	88%	86%	83%	85%	83%	71%	93%
一人ひとりの子どもは大切にされていると思うか	86%	88%	78%	77%	82%	95%	94%	95%	90%	91%	92%	85%	100%	96%
職員の対応は丁寧か	80%	79%	73%	70%	81%	88%	87%	88%	94%	89%	88%	85%	100%	100%
要望や不満を事業所に言いやすいか	42%	58%	37%	35%	47%	53%	57%	60%	60%	61%	54%	59%	60%	65%
利用者の要望や不満はきちんと対応されているか	35%	52%	32%	32%	62%	60%	61%	66%	69%	66%	66%	65%	75%	81%
第三者委員など外部の苦情窓口にも相談できることを知っているか	21%	14%	29%	25%	37%	33%	79%	51%	76%	49%	66%	63%	71%	100%
【過去1年以内に利用を開始し、利用前の説明を受けた方に】サービス内容や利用方法の説明は分かりやすかったか	54%	87%	66%	65%	83%	80%	84%	94%	91%	85%	92%	65%	86%	81%

※とうきょう福祉ナビゲーションホームページの評価結果ダイジェストより抜粋

※設問に対する%は、設問に対して、「はい」と回答した方の割合を示したもの